

**令和7年度 地域医療基盤総合推進調査事業  
指定課題個票**

指定課題 1	美容医療の適切な実施に係る公的報告制度実施のための医療機関調査
補助基準額	9,000 千円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の医療機関（保険診療医療機関、自由診療医療機関）を対象に抽出調査を実施し、以下の知見を得る。（美容医療の実施の有無/実施されている美容医療の手技・実施回数、合併症頻度等/安全管理体制等）</li> <li>・ 同定された医療機関名の特徴から、美容医療を実施しているであろう医療機関を判定するための方法（名称等の特徴等を用いたアルゴリズム等の導出）を確立する。</li> <li>・ 当該方法等を用いて、該当する医療機関を 47 都道府県別に分けてリストを作成する。</li> <li>・ これらの調査等から報告制度における項目設定等についての示唆・知見をまとめる。</li> </ul>
指定課題を設定する背景・目的	<p>昨今美容医療に関して施術後の有害事象や契約金トラブル等がメディア等で報じられる機会が増え、また、臨床研修終了後すぐに美容医療に従事する医師「直美」も増加しているという指摘があり、医師偏在の観点からも美容医療に関しての関心が強くなってきている。</p> <p>令和6年6月より「美容医療の適切な実施に関する検討会」が実施され、現在の美容医療に関しての現状や課題が議論され、報告書において対応策として美容医療ガイドラインの策定、美容医療を行う医療機関等の報告・公表の仕組みの導入を検討するようにとりまとめられた。</p> <p>国内における美容医療を実施する医療機関（保険診療医療機関、自由診療医療機関）の施設数や実施されている美容医療の手技についての調査は今まで実施されておらず、本課題は、これらの施設の実態把握等を通して報告システム、公表制度構築の基礎データづくりを目的とする。</p> <p>また今般改正される医療法において都道府県知事は、美容医療に関して虚偽の報告等を実施した医療機関の管理者等に対して是正を命ずることができることと規定されるため、各都道府県管内の対象施設の実態を把握する事も併せて行うこととする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要に記載している内容は漏れなく実施すること。</li> <li>・ 医療機関調査の手法は、適宜 Web 等を活用可能であるが、調査票を電子的に医療機関に配布する方法はなく、調査票を印刷した二次元コードの郵送等の工夫が必要になる。</li> <li>・ 調査前に適宜、医療情報ネット（ナビイ）、医療機関 HP（特に自由診療の場合）の分析や医療機関ヒアリング等を実施し、仮説創出や層別化等を工夫・実施すること。</li> <li>・ ヒアリング等の情報収集、調査設計、仮説導出、アルゴリズム等の導出、成果物作成等に際しては、必要に応じ専門家の意見を聞くとともに、厚生労働省と十分に協議すること。</li> <li>・ アルゴリズム等については、必要に応じて、フィージビリティ等を確認すること。 （小規模でも合理的なら可。必ずしも統計的に厳密な Validation を要しない。）</li> </ul>

求める成果物の 活用方法（施策 への反映）	報告・公表制度の制度設計において活用されることが想定されるとともに、各都道府県における報告・公表対象となる医療機関の把握等に際して基礎データとして活用する。 （例えば、新たに開業した医療機関等が美容医療を実施しているか判断する等に活用することも可能）
担当課室/担当者	地域医療計画課（内線 8222、4147）、医事課（内線 4197、4124）